

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画書」

社会福祉法人 阪神共同福社会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月16日～ 令和11年11月15日までの 5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和6年11月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業
給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和6年11月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児や介護、その他仕事と生活の両立に関する諸制度の周知を行う

<対策>

- 令和6年11月～ 施設内掲示板や社内説明会などで育児・介護休業に関する制度の
仕組みや利用手順について周知を行う